

令和3年度下野市当初予算編成方針

R2.10.13

1 本市の財政状況

本市の財政状況は、これまでの事務事業や補助金の見直し、各種基金への計画的な積立と活用、財政運用に有利な地方債の活用など、様々な取組により財政の健全性を維持しているところである。

平成29年7月に策定した「第三次下野市長期財政健全化計画」（以下「健全化計画」という。）に基づき、引き続き事務事業の見直し等に取り組み、財政の健全性の維持に努める。

今後の課題としては、

- ①歳入の根幹をなす市税収入は比較的安定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されたことで、今後の見通しが不透明な状況であること
- ②消費税引き上げに合わせて始まった幼児教育・保育の無償化に伴う歳出の増加などに伴い、関連する財源の規模が膨らむことをはじめ、社会保障費の増加が見込まれること
- ③これまでの有効財源として活用してきた合併特例事業債は、活用期限が終了となり、普通建設事業実施にあたっては、財源調達の確保が必須となること
- ④合併特例事業債などの財政措置が優位な地方債を積極的に活用してきたことに伴い、地方債残高、公債費が伸びたこと
- ⑤「第二次下野市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づく重点プロジェクトをはじめとする各施策への取組や、後年度の長期的な維持管理経費を抑制するため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を進める中、新たな投資が必要となること

こうしたことから、合併特例事業債活用期限後の財政運営については、経常経費の削減や投資的経費の抑制、及び有利な財源の確保を進めることが重要である。

2 国・県の動向

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と

している。

これを受けた国の基本的態度として、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜く。その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革などの集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。そのための主要施策について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」等に基づき、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定する、としている。

また、県においては、令和2年度当初予算を踏まえて試算した中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費の増加などにより、令和6年度までの各年度において財源不足を見込んでいることから、行政コストの削減や歳入の確保、県有財産の適正管理と有効活用等に継続的に取り組む必要があるとされている。

3 編成の基本方針

令和3年度の当初予算編成にあたっては、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第二次下野市総合計画 後期基本計画」を軸とし、コロナ禍における「新たな生活様式」への対応や次のステージに進むべく諸施策に取り組みつつ、財政健全化計画の遵守による健全財政を堅持する

『下野市 新たなステージ創生予算』と位置付け編成するものである。

地方行財政は、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、財源の確保に厳しい状況が予想される中、国が示す「経済財政運営と改革の基本方針 2020」をはじめ、県の動向や、各施策の実現に有効な財源となる国の経済対策を看過することなく情報収集に努め、的確な対応を図るものとする。

また、「事業内容、目的に対し妥当であるか」、想定される事業効果に対し、「適切な事業構築がなされているか」等を十分に検証したうえで計上することとし、更に合併特例事業債の活用期限終了による今後の市政の在り方を熟考し、真に必要な施策を計画的、かつ積極的に行い、確実に事業の取捨選択を行い、第四次下野市行政改革大綱の基本方針に基づいたメリハリのある予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の5項目を掲げるので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

(1) 総合計画に定める重点プロジェクトの実現に向けた取組

①重点プロジェクトの確実な実行

②重点プロジェクトの実現のための予算の確保（投資的経費、経常枠内経費）

- (2) 第二期総合戦略における基本目標の達成
 - ①魅力的で安定した雇用を創出
 - ②東京圏からの新しいひとの流れの創出
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての充実
 - ④安心なくらしを守り幸せを実感できるまちづくり
- (3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
 - ①既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
 - ②効率的な予算の執行と施策の優先順位付け
- (4) 「新たな生活様式」の実現に向けた取組
 - ①コロナ禍の影響に対して各関係機関への支援の見直し
 - ②コロナ禍の影響による収入減に対する財源の確保
 - ③テレワーク等の活用による新しい就業形態の創出
 - ④中止となったイベント等の再開に向けた事業内容の見直し
- (5) 財政的に優位な地方債と特定基金の積極的活用
 - ①財政的に優位な起債の積極的活用
 - ②公共施設整備基金等の有効活用
 - ③普通交付税の一本算定対応

4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と総合計画や総合戦略に基づく事業推進を基本とし、本年度においては、次の7項目を査定の重点ポイントに定めたので、各部局内の十分な協議・調整に基づき、適正な要求をすること。

- (1) 総合計画と総合戦略の実行に向けた予算要求
 - 令和3年度は、総合計画の後期基本計画初年度となることから、計画の実現に向け取り組むとともに、施策・事業の相乗効果を最大限に高めるための要求とすること。
 - また、SDGsの実現を意識した取組を検討し、第二期総合戦略における基本目標や新たな視点等を踏まえた施策・事業を推進する要求をすること。
- (2) 「新たな生活様式」の実現に向けた取組
 - 「新たな生活様式」に対応するため、最小の予算で最大の効果が期待できる事業を検討することや、多様化する勤務形態に対応できる環境づくりを検討すること。

また、今年度コロナ禍の影響で中止になった事業について、新しい生活様式を取り入れた事業の見直しを検討した上で計上すること。

(3) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込めるよう、部局内で枠配分の範囲内で調整し要求額とすること。

(4) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減

前年度の当初予算経常枠内経費から、前年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の2%を削減額に設定。

コロナ禍による収入減を見込み、全ての部局で取り組むこと。

(5) 扶助費関連の支出の見直し

真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断する等、持続可能な制度設計に努めること。

積算にあたっては、国制度等の見直しや、高齢化等の進行による自然増を踏まえつつ、決算状況とのかい離がないよう適正な額を計上すること。

(6) インセンティブ予算制度の継続実施

平成29年度導入したインセンティブ予算制度については、引き続き節減意識の醸成を目指して実施することから、各部局においては、全職員が積極的に取り組む環境の構築に努めること。

(7) 重点査定費目

- ・委員報償費については、会議内容と実態に合わせた金額とし、特別職委員報酬については、条例に準じた額とすること。
- ・会計年度任用職員に係る予算の計上については、必要人員について再検討してから計上すること。
- ・旅費については、コンプライアンスに係る法令研修は積極的参加とするが、形式参加や必要以上の旅費（宿泊研修含む）は控えること。
- ・補助金については、効果検証を行い、見直し結果一覧表を参考とし、原則令和2年度予算額を上限とした予算の計上と更なる工夫に基づくものとすること。

5 要求基準等

各部局においては国・県施策の反映は基より、下野市の地域資源を生かした魅力向上の観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの原則に基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

また、効率的・効果的な民間委託等を検討すること。

6 その他予算要求上の留意点

(1) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリのついた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。

(2) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。そのため、市単独事業は、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性を再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。とりわけ、事業費と受益者数を比較し効率性の低い事業は見直すこと。

(3) 消費税税率改正と相まった、国の経済・財政再生計画に対応するため、各部署においては、情報収集に万全を期するとともに、国の補正予算や制度の変更等も想定し、準備を進めること。

なお、国・県の制度等が未確定な施策等については、現行制度による要求とする。

(4) 会計年度任用職員（パートタイム）の予算要求にあたっては、報酬、手当、費用弁償の計上漏れがないようにすること。

(5) 工事請負費の要求にあたっては、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課や関係機関との協議が整理されるなど、年度内の執行完了が確実な事業費のみを要求すること。

なお、財源については国・県補助金等特定財源の確保に努め、併せて、財政的に優位な起債制度についても十分に検討したうえで要求すること。

(6) 要求にあたっては、これまでの議会審議（一般質問等）における市長答弁の趣旨を踏まえ積極的に事業を展開するとともに、監査委員からの意見等についても十分検討したものとすること。

また、職員提案審査結果についても早期実現に向け検討すること。

(7) 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費	所要見込額を精査の上、各部局の枠配分額内
2 経常枠内経費	各部署または各部局の枠配分額内 <u>(前年度経常枠内経費から、前年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の2%を削減額とする。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
3 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要見込み額
4 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析した上での所要見込み額
5 経常枠外経費（各特別会計繰出金・企業会計負担金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上でのルールに基づく所要見込み額
6 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上での所要見込み額
7 インセンティブ還元額	下野市インセンティブ予算実施要領第3項第7号及び第8号の規定による還元額の範囲内